

社会政策パラダイムの変化と ひきこもり支援施策・当事者活動

関水 徹平

- 1 本稿の問題設定
- 2 社会政策のパラダイム変化に関する田中拓道の議論
- 3 各社会政策パラダイムの検討
- 4 社会的投資パラダイムと承認パラダイムの課題
- 5 社会政策パラダイムとひきこもり支援施策・当事者活動
- 6 結 語

1 本稿の問題設定

本稿は、田中拓道（田中 2016a；2016b）が提示する社会的投資パラダイムと承認パラダイムという社会政策の2つのパラダイムを取り上げ、そこで望ましいとみなされる市民像（＝「よき市民」像）と各政策パラダイムがはらむ課題を検討する。社会政策パラダイムの変化とその課題の検討をふまえて、ひきこもり支援施策のあり方を批判的に検討するとともに、ひきこもり当事者・経験者の活動における多様な主張の意義を明らかにすることが、本稿の最終的な目的である。

1980年代以降、いくつかの異なる文脈で「よき市民（good citizen）」という概念に注目が集まっている。C. Horst 他（Horst et al. 2020）によれば、一方でネオリベラリズム的アジェンダにおける「よき市民」は、スリムな福祉国家を維持するために必要とされ、社会に積極的に参加・貢献する市民である。他方、中道左派のアプローチにおいても、「よき市民」への期待が語られる。そこでの「よき市民」とは、地域社会で活動し、多様な市民の社会的包摂を担うアクティブな市民である。前者における「よき市民」には、福祉国家の再分配なしに（福祉国家の給付に依存せずに）やっていくこと、そして福祉国家の様々なサービス提供の肩代わりをすることが期待されている。後者における「よき市民」には、多様なマイノリティ、社会的に不利な立場にある人々と連帯し、積極的に地域社会に包摂する役割を担うことが期待される。このように、「よき市民」という概念は重なりつつも異なった文脈で語られており、この文脈の違いは後述する社会政策パラダイムの違いと関連している。

本稿では、以下の順で議論を進める。(1) まず、田中拓道による社会政策パラダイム変化に関する議論を検討し、そこで提示される社会的投資パラダイムと承認パラダイムにおける「よき市民」像とその問題点について検討する。(2) 次に、社会政策パラダイムの検討をふまえて、ひきこも

り支援施策の課題と当事者・経験者による主張の意義を明らかにしたい。

2 社会政策のパラダイム変化に関する田中拓道の議論

政治学者の田中拓道（2016a；2016b）は、社会政策のパラダイムとして、①再分配パラダイム、②社会的投資パラダイム、③承認パラダイムの3つを区別する。田中によれば、第2次世界大戦後の先進国における安定した経済成長に支えられていた①再分配パラダイムは、1980年代以降、福祉国家の支出増大と非効率性が問われる中で見直され、労働市場への再参入（就労可能性の向上による再商品化）を目的とした人的資本への投資（教育・訓練）を行う②社会的投資パラダイムへと変化している。そして、③承認パラダイムは、社会的投資パラダイムにとって代わるべき望ましいパラダイムとして田中が提唱するものである。

再分配を抑制し、人的資本に投資する社会政策（社会的投資パラダイム）に転換しても、貧困や社会的排除という問題は解消されていない（田中 2016a：13-14）。田中によれば、再分配を縮小して就労可能性を高めること（脱商品化から再商品化へ）を目的とするワークフェア的な社会的投資では、社会的排除や尊厳の毀損に対応することはできない。承認パラダイムは、そうした社会的投資パラダイムの問題点を解消しうるパラダイムとして提示される（田中 2016a）。

承認パラダイムは、J. Rawls のいう社会的基本財としての「自尊（self-respect）」をすべての人に保障し「各人が自らの人生の目標を設定し、社会へと能動的に参画できるための条件を整備する」ことを目的とし、主観的な尊厳を毀損する文化・社会構造への異議申し立て、A. Honneth のいう「承認をめぐる闘争」を活性化することを目指す（田中 2016b：332）。「承認をめぐる闘争」は、たんに文化的アイデンティティの承認要求だけにかかわるものではなく、必然的に社会の分配構造の変革に結びついている（田中 2016a：24-25）。

田中が示す3つのパラダイムの特徴を、各パラダイムにおいて取り組まれる主たる問題、パラダイムが依拠する規範、パラダイムが具現化される方法、再分配との関係、就労との関係という5点についてまとめたものが、以下の表である。

表 田中（2016a；2016b）による社会政策の3つのパラダイム

	I 再分配パラダイム	II 社会的投資パラダイム	III 承認パラダイム
問題	貧困	排除	尊厳の剥奪、恥辱
規範	平等	就労可能性	相互承認
方法	財とサービスの再分配	福祉と就労の融合	「承認をめぐる闘争」の支援
最低所得保障政策における再分配との関係	最低限度の生活所得の給付	基礎的生活給付の削減、教育・訓練への投資	分厚い基礎的生活保障と社会サービス
最低所得保障政策における就労との関係	なし	労働市場の規制緩和、就労の義務化（ワークフェア）、積極的労働市場政策の乏しさ	劣悪な労働の規制、手あつたい個別支援と積極的労働市場政策、賃労働以外の多様な包摂の場

出所：田中（2016b）における表10-3と表10-5を引用者が統合

3 各社会政策パラダイムの検討

(1) 社会的投資パラダイムの検討

田中のいう社会的投資パラダイムは、Horst 他 (2020) のいうネオリベリズム的文脈における社会的投資の考え方と近く、就労可能性を高めるための人的資本への投資（教育・職業訓練）を増やす一方で再配分（経済的給付）を削減する社会政策である。それは、労働力市場に参入できる主体であること・あり続けることを目標とする。したがって、社会的投資パラダイムにおける「よき市民」とは、就労可能な市民、市場（労働力市場）のみに依拠して自らの生計を成り立たせる市民である。逆に、福祉国家による脱商品化（公的扶助、年金等の受給）を必要とする市民は、望ましくない市民（悪い市民ないしは劣った市民）ということになるだろう⁽¹⁾。

だが、就労可能性を高めることに特化しつつ生活給付を削減する社会政策に限界があることは明らかである。田中 (2016a) は、社会的投資パラダイムの限界として、次の2点を指摘している。社会的投資パラダイムへの再編が先進各国で進み、社会保障費の対 GDP 費支出割合も増加している。それにもかかわらず、社会的投資は、第1に持続的な効果が不確かである（短期的に職に就く人が増えても、多くが不安定就労であり、安定した雇用に結びついているか不明である）、第2に投資と再配分がトレードオフ関係になっており、社会的投資がもともと社会的・経済的に恵まれた層や一定の教育・技能をもつ層には有利になる一方で、労働市場の周辺にいる層にとっては経済的給付の削減が貧困や排除の強化につながっている（田中 2016a：13-14）。

田中の指摘は、次のように言い換えることができる。労働力市場全体が非正規雇用の増加と平均賃金の下降という点で劣化している。それにもかかわらず、就労可能性を高め続けるよう市民に求める政策は、「椅子取りゲーム」を加熱させることにならざるをえない。そして就労可能性を高める社会政策は、椅子取りゲームにおいて元から有利だった経済的・学歴的に恵まれた層をより有利にする⁽²⁾。つまり、就労可能性に焦点化した社会的投資パラダイムは、椅子取りゲームの「敗者」を構造的に生み出し続けることになる。

椅子取りゲームの構造自体への対処が必要である。それは、雇用の規制を通じて雇用の劣化を食い止め、「働きがいのある人間らしい仕事（decent work）」をつくり出すとともに、仕事に就くための積極的な支援（就労相談や職業訓練など）と仕事に就けなくとも生きていける基本的な所得保障や社会的な居場所に結びつける支援を拡充することである。田中は、社会的投資パラダイムは、本来、労働市場改革（雇用に関する規制、職業訓練・就職相談の提供などの積極的労働市場政策）と手厚い生活保障とに支えられて初めて機能すると指摘する（田中 2016a：14）。

所得保障を伴わない（あるいはその削減とセットになった）ネオリベリズム的文脈における社会的投資パラダイムの限界を乗り越える新たなパラダイムとして田中が提唱するのが、手厚い基本

(1) その一方で、社会的投資パラダイムにおける商品化以前の世界、すなわち家族による生活保障への評価は多義的である。家族による商品化以前の生活保障は、福祉国家の支出を肩代わりしてくれるとみなしうる一方で、家族支援のための支出を増大させる存在でもあるからだ。

(2) 社会的投資がこのような効果をもつことは「マタイ効果」として議論されている（Hemerijck 2017）。

所得保障と社会サービスを組み合わせて自尊の保障を図る承認パラダイムであるが、承認パラダイムの検討に移る前に、「拡張された社会的投資パラダイム」と呼ぶべきパラダイムについても検討しておきたい。

(2) 拡張された社会的投資パラダイムの検討

田中は、社会的投資パラダイムを、所得保障を行わずに「就労可能性 (employability)」を高めるための人的資本 (労働者の知識や技能など) への投資のみを行うネオリベラリズム的政策として特徴づけている。だが、所得保障を行わない (もしくは削減する) ネオリベラリズム的な社会的投資政策に限ってみても、社会的投資政策は、就労可能性の向上だけを目的とするわけではない。たとえば市民の健康状態を向上させることで社会保障費 (医療費) の支出を抑えようとする政策も、ネオリベラリズム的な社会的投資政策の一環として位置づけられる。田中拓道のいう社会的投資パラダイムより広い意味での、市民への経済的給付を抑制しスリムな福祉国家に適合的な主体形成を図る社会投資政策を「拡張された社会的投資パラダイム」と呼んでおきたい。

このようなネオリベラリズム的文脈において拡張された社会的投資のとらえ方として、堅田香緒里 (2017; 2019; 2020) が、J. Peck と A. Tickell の議論を参照して分析する、福祉国家の「ロールバック型」編成から「ロールアウト型」編成への変化という議論を参照しておこう。ロールバック型の福祉国家が再分配・経済的給付から撤退するだけであるのに対して、ロールアウト型の福祉国家は、国の経済給付に依存しないアクティブな市民を積極的につくり出そうとする (堅田 2017; 2019; 2020)。

拡張された社会的投資パラダイムにおいて、人的資本への投資の拡大は再分配 (経済的給付) の縮小と引き換えになる。日本では、2013年の生活保護法の改正によって生活保護費が削減されるとともに就労自立の支援・保護世帯への家計管理支援などの生活支援が強化され、またそれと同時に生活困窮者自立支援制度が立ちあげられ、生活困窮者の就労自立のみならず、社会生活自立・日常生活自立が支援されることとなった (堅田 2017: 26)。

したがって、拡張された社会的投資パラダイムにおいて求められる「よき市民」とは、労働力市場に積極的に参加する就労自立の主体に到達しないとしても、健康管理などに気を配り、スリムな福祉国家に適合的な主体 (日常生活自立・社会生活自立の主体) である。そのような「よき市民」としての主体形成を促すことは、同時にそうした自立ができない市民に対して「劣った市民」としてレッテルを貼り、彼らの尊厳を奪うことにもなる (cf. 堅田 2017: 27)。

(3) 承認パラダイムの検討

就労可能性を高めることを主眼とする社会的投資パラダイムに対して、田中は承認パラダイムの重要性を主張する。承認パラダイムは、田中が社会的投資パラダイムに対して提唱する望ましいパラダイムであり、現行の社会政策が明示的に依拠している枠組みではない。だが、この社会的投資パラダイムに代わって目指されるべきパラダイムとして提示される承認パラダイムがどのようなものであり、それがどのような「よき市民」像を想定しているのかについて検討しておくことには意義があるだろう。

田中によれば、承認パラダイムとは、J. Rawls が公正な社会の条件として挙げた「誰もが自分の人生の目標を自由に設定し、自由に追求できる」こと、そのような意味での自由という価値を実現するという理念に基づく社会政策パラダイムである（田中 2016a：18）。この自由が実現するためには、「自尊（self-respect）」がすべての人に保障される必要がある。自尊とは「意義ある人生の目標を自らの手で設定できると信じられ、自分の人生目標を（努力を通じて）達成できると期待できる」という意味での「自己信頼の感情」を指す（田中 2016a：19）⁽³⁾。

この自尊の保障を目指す社会政策パラダイムが承認パラダイムだが、田中はこのパラダイムの理念を次のようにまとめる。承認パラダイムの理念によれば「社会政策の目的とは、最低限度の生活を保障する（再分配パラダイム）だけではなく、労働市場へと人々を送り返して「自立」を強制する（社会的投資パラダイム）だけにとどまらない。各人が人生の目的をみずから選びとり、生き方を選択できる条件を整備する条件を保障すること。その前提として一人ひとりに「自尊」の感情を保障することが、その目的となる。最低所得保障政策では、〔原文ママ〕住居・医療・教育を含む基礎的な生活条件の手厚い保障に加えて、民間の就労、公的就労、非営利活動への参加など、各人にできるかぎり広い社会参加への選択肢を提供する個別支援とサービスが必要となる」⁽⁴⁾（田中 2016b：344-345）。

田中は最低生活保障についても言及しているが、承認パラダイムの最大の目的は「自尊」の保障にある。このパラダイムが承認パラダイムと呼ばれるのは、自尊は「一人ひとりの人格と行動が他者によって尊重され、受容される」（田中 2016a：19）という「承認」の経験が不可欠だからである。このパラダイムにおいて想定される「よき市民」とは何よりも、他者からの承認を通じて「自尊」を保障されて相互承認（調和的な自己アイデンティティを形成し合うこと）を達成し、自分の人生の目標を自ら立て、そのために努力できる市民であるということができよう。Horst 他（2020）のいう多様な市民の包摂を担うアクティブな市民としての「よき市民」をこの承認パラダイムの文脈に位置づけることもできよう。

だが、承認パラダイムが自尊の保障という課題に社会政策を通じて取り組もうとする時、尊厳を毀損された人々は、マジョリティ社会が想定する「よき市民」として承認され、マジョリティ社会に包摂される。そのような同化主義的な政策理念となる危惧はないだろうか。他者からの承認はどのような生（主体）のあり方をよきものとみなすかという価値の問題と切り離すことはできず、社会政策を通じて自尊の保障を行うことは、マジョリティ社会のよき生（主体）についての価値に基づいた承認の提供を通じてなされると考えられるからだ。

承認の毀損を出発点とした社会政策のアプローチは、既存の社会構造の中で一定のリスペクティブリティを有した人々や得やすい人々（たとえば、メリトクラシーに適合的な教育歴を有する人々

(3) 田中（2016a）によるより詳細な説明は以下の通りである。Rawls は公正な社会を実現するためには、すべての人に社会的基本財が平等に分配される必要があると考えた。社会的基本財には、①思想・信仰の自由、言論・集会の自由、政治的自由（参政権・投票権）などの基本的な自由、②恣意的な差別が禁じられ、各人の資質・努力に応じた職・地位に就く機会が平等に開かれていること、③生まれによる格差が是正されること、が含まれ、自尊は③にかかわる。

(4) なお、A. Hemerijck（2017）は、人的資本への投資に加えて、それと有機的に関連した所得保障と社会サービスという社会政策の組み合わせを社会的投資アプローチとして整理している。

ち、市場社会に適合的な人たちなど)に優先的に承認を提供することになるのではないだろうか。また、承認パラダイムは、堅田(2017)が指摘するような特定の「よき市民」に向けた主体形成としての個別支援を正当化し、より強化するのではないか。さらに、マジョリティ社会からの承認を得るために、リスペクタビリティを得やすい方向に「承認をめぐる闘争」に根差した社会運動は誘導されがちになるのではないだろうか。その結果として、社会から尊厳を毀損された人々の間で、社会からの承認を求める競合関係や分断が加速するのではないか。

承認をめぐる闘争の支援が承認されやすいマイノリティと承認されにくいマイノリティの間の分断を加速するのではないか、という危惧について、たとえば性的マイノリティの社会運動において、経済的にも社会的にも貢献の大きい「よき市民」としての性的マイノリティの表象が前面に打ち出され、その結果として、性的マイノリティにおける貧困や障害などの問題が不可視化されがちであることを、その具体的な事例として挙げることができるだろう⁽⁵⁾。

4 社会的投資パラダイムと承認パラダイムの課題

(1) 社会的投資パラダイムと市場社会化

前節での検討からみえてきた社会的投資パラダイム(拡張された社会的投資パラダイムを含む)と承認パラダイムに基づく社会政策とそのパラダイムが想定する「よき市民」の課題について、節をあらためて検討したい。

社会的投資パラダイムに基づく社会政策はあくまで投資であり、投資は何よりも見返りを求める。ネオリベリズム的文脈においては、国家に依存的ではない市民が増えることが投資の見返りである。ここで検討したい問題は、社会的投資が前提とする社会観である。そもそも「人的資本への投資」という考え方の根底には、社会の市場化を進める発想がある。社会の市場化とは、社会を自己調整的な市場システムとみなし、社会の構成員を自由な市場交換(market exchange)の主体に置き換えていく運動である。人的資本という概念も労働力を市場における商品(擬制商品)とみなしたうえで、労働者の諸性質(知識・技能・経験・健康状態など)を、労働力商品の質(交換価値)を高めるための投資可能な資本とみなす。つまり、この概念自体が、人間存在のより多くの側面を市場の枠組みの中でとらえようとする、その意味で市場社会化を推進するものだといえるだろう。

社会的投資パラダイムは、市民に就労自立、つまり労働力市場における自由な主体であることを求める。C. Saracenoは労働力商品化を志向する社会的投資アプローチの枠内では、家族のケア責任を担う女性たちは、二次的な存在とされることを指摘する。それはケアをし、ケアされることを

(5) この点に関連して、市民活動とリベリズム的社会編成との共振関係を、仁平典宏(2005)が指摘している。本稿の文脈からいえば以下の2つの指摘がとりわけ重要である。ネオリベリズム的社会編成の前提条件への共振(親和性)として指摘される、ボランティアなどの市民活動が市場化された社会に適合的なアクティブな市民を創出するという点、次いで、ネオリベリズム的社会編成の帰結への共振として指摘される、市民活動に参加できる経済的な余裕がある人々=市場社会に適合的な人々の発言権が大きくなる、という点である。そのうえで、仁平が共振関係から抜け出す道として、市民運動がラディカルな敵対性をもち続ける、市場社会に不適合な(他者)を排除せず、(他者)に開かれた主体を形成する、という方針を提示していることも確認しておきたい。

社会的権利とみなすべきだというフェミニズムの主張と遠く隔たった考え方である（Saraceno 2017）。岡部茜（2021）も社会福祉学の立場から、社会的投資が権利という考えを後退させると批判している。一方、拡張された社会的投資パラダイムは、社会的自立・日常的自立を果たす市民を「よき市民」として推奨する。社会的自立・日常的自立を果たした主体もまた、福祉国家による再分配を必要としないという点においては、自己調整的な市場システムに適合的な主体である。社会的投資パラダイムと拡張された社会的投資パラダイムは、労働力商品としての主体を「よき市民」とみなし、その下に社会的自立・日常生活自立の主体を位置づける価値観に基づいているといえるだろう。

社会的投資は「経済的な投資と見返り」という見かけによって、何のために、何に対して投資を行うのかという規範的な前提を覆い隠しているという指摘（Nolan 2017）があるが、市場社会化を推進し、労働力商品としての主体のあり方以外を貶するという点では、明確な規範的選択がなされている、ともいえるだろう。

さらに社会的投資パラダイムが、市場価値の高い労働力商品を「よき市民」として規範化しながら市場社会化を推進することは、もともと市場価値とは結びつけられてこなかった、市場交換以外の社会関係における「よき市民」のあり方も、労働力商品としての価値に基づく序列の下に組み込まれていくことを意味する。

たとえば、J. Dewey は、「よき市民であること（good citizenship）」を「社会的に有為であること（social efficiency）」にとらえ、それを広く「経験をやり取りすることに関与する能力（capacity to share in a give and take of experience）」だと論じている。そのような能力とは、「その人自身の経験を他者にとって価値あるものとし、また他者の価値ある経験により豊かに参与できるようにするものすべて」を指すという。たとえば「芸術を生み出し、それを楽しむ能力、レクリエーションの能力、余暇を有意義に活用すること」なども社会的に有為であることの要素である（Dewey 1916 = 1975 : 193-194）。

Dewey のいう「よき市民」は、市場価値とは無関連な、多様な価値を多様な仕方で生み出し、また受け取る主体を指しているが、それは市場交換に還元されない、互酬（reciprocity）の規範に基づく主体のあり方だと考えられる。

しかしながら、社会的投資パラダイムでは、主体が生み出し、また受け取る多様な社会的価値は市場における交換価値という観点から評価され、序列づけられる。また、市場における交換価値という観点の特徴として、価値のやり取り（give and take）の等価性と短期的性格を指摘することができる。市場交換では、原則として、受け取った価値と等価の価値が即座に相手に受け渡される。そうでなければ、受け取ったままである間、受け取り手は負債（負い目）を抱え込むことになり、自由な交換の主体ではありえないからである。

社会的投資パラダイムによる擬制商品としての主体のあり方の規範化は、市場交換以外の社会関係さえも、市場交換のモデルの下で評価されるという事態を招来する。このことは、Dewey が述べたような、社会における多様な価値の多様な仕方でやり取りを阻害し、またとくに自己調整的な市場システムに適合しづらい状況にある人たちの社会権を後退させるという課題をはらんでいる。

(2) 承認パラダイムとマジョリティ社会による承認という困難

社会的投資パラダイムが自己調整的な市場メカニズムには介入せず、むしろその拡大を図るものであるのに対し、承認パラダイムは雇用規制でディーセントワークを確保しつつ、社会サービス（就職相談や職業訓練の提供など）と所得保障で人々の相互承認を図るという社会政策の理念であった。これは所得保障を必須とみる点でネオリベラリズム的な社会投資の枠組みとは異なっているし、Hemerijck（2017）の所得保障を組み込んだ社会的投資アプローチとも、雇用規制に踏み込んでいる点で異なった構想となっている。

だが、すでに述べたように、承認パラダイムに基づく社会政策は、社会のマジョリティ中心性への同化を求めるような自尊の保障（承認の提供）になってしまわないだろうかという点で大きな疑義が残る。承認が「よき生（主体）」に関する価値判断と不可分であるとするれば、社会政策の主導的理念として自尊の保障や相互承認を掲げることは、社会政策の立案者の側が前提とする「よき市民」像に基づく承認を求めざるをえなくなるのではないか。ある政策立案過程におけるマジョリティ社会への同化主義的傾向を正当化し、加速させるのではないだろうか。

また、尊厳の毀損という課題にフォーカスする承認パラダイムの下では、誰が尊厳を毀損されているのかをめぐって、マイノリティの間でのいわばマージナリティ（周縁性）を競う傾向が促進されかねない。こうした傾向が、マイノリティが共通の課題として取り組みうる構造的抑圧や不公正から目を逸らさせ、マイノリティの社会運動を分断してきたことを、M. L. Fellows と S. Razack（1998）は指摘している。

ここまで、社会的投資パラダイムと承認パラダイムに基づく社会政策が抱える課題を検討した。あらためて整理するならば、社会的投資パラダイムでは、①就労自立を核として社会生活自立・日常生活自立を果たす市場社会に適合的な主体が「よき市民」とみなされ、それができない人々に対する抑圧が生じる。②互酬性の原理に基づく社会関係も含めて、様々な社会関係が、即時的な等価交換の枠組みの中で評価される。また、承認パラダイムにおいては、③マジョリティ社会への同化を促すような形で自尊の保障（尊厳の提供）がなされてしまったり、誰が尊厳を毀損されているのかをめぐって、マイノリティ間の分断が深まったりする恐れがある。次節では、社会的投資パラダイムと承認パラダイムがそれぞれ抱える課題の検討をふまえて、ひきこもり支援施策の課題と、ひきこもり経験者・当事者の主張の意義を明らかにする。

5 社会政策パラダイムとひきこもり支援施策・当事者活動

(1) ひきこもり問題に対する支援施策の検討

ひきこもり問題は、①1980年代末～1990年代初頭に、物質的な豊かさの中で精神的な逞しさを失った青少年の問題（非社会的問題）として主題化された。②2000年代にはいと、精神保健の問題と「社会的自立」（就労自立）の問題という2つの文脈から主題化され、2010年代以降は、以

上の文脈に加えて、世帯単位的生活困窮の問題（福祉的課題）として主題化されている⁽⁶⁾（関水2016）。

ひきこもり問題は、家族による強力な扶養義務を前提としつつも、その前提自体に直接政策的な介入はなされない（扶養義務自体を緩和するような支援施策は採られない）という対応が続いている。したがって、ひきこもり施策において再分配パラダイムは存在せず、就労自立・社会生活自立・日常生活自立を目標とする社会的投資パラダイムおよび拡張された社会的投資パラダイムが中心的な施策となってきた。社会的投資パラダイムの観点からいえば、「社会的自立」とは、福祉国家に依存することなく、市場社会に適合的な、労働力商品（擬制商品）としての主体になることである。

このような方向性で実施された最初のひきこもり対策が、2005年度から2009年度にかけて実施された「若者自立塾（正式名称：若者職業的自立支援推進事業）」であり、これは「働く自信をなくした若者に対して、合宿形式による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を通じて、社会人、職業人として必要な基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図るとともに、働くことについての自信と意欲を付与することにより、就労等へと導く」ことを目的とする、3か月～6か月間の合宿型プログラムである。

2006年度以降は、「地域若者サポートステーション事業」が実施されている。基本的には6か月という短期的な時間幅の中で就労自立を求める制度設計になっており、典型的な社会的投資パラダイムに分類される施策だといえるだろう。小山田健太（2017）が分析しているように、2010～2012年度においては「高校中退者等アウトリーチ事業」が追加事業として設けられるなど、「多様な支援活動」が志向された時期もあったが、2015年度以降は、「より狭義の『就労』を支援する」事業としての位置づけが明確化されている。

一方、2015年度にスタートした生活困窮者自立支援制度でもひきこもりはメインターゲットの1つとなっており、就労自立、それが難しければ社会的自立・日常生活自立を果たすことが目指されている。生活困窮者自立支援制度は、就労自立のための相談、就労準備支援・就労訓練事業、家計相談事業など、拡張された社会的投資パラダイムに該当する支援メニューが中心である。唯一の経済給付メニューである住居確保給付金は世帯年収による受給制限があり、親と同居している場合には利用が難しく、所得保障を通じて家族の扶養義務を軽減するような制度にはなっていない。あくまでも拡張された社会的投資パラダイムの枠内に位置づく制度である。

2019年6月14日に発出された厚生労働省社会・援護局地域福祉課長の通知「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」では、「ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やその家族を中心とした支援を継続すること」が求められており、たんに就労自立・社会的自立・日常生活自立を求めるだけでなく、自尊の感情を保障する承認の重要性が訴えられている。ではこれが承認パラダイムに

(6) いずれにしても、社会問題としてのひきこもり問題とは第一義的には社会や家族にとっての問題であり、ひきこもりとみなされる、あるいは自らをひきこもりとみなす本人たちのニーズから出発したわけではない。ひきこもり状態にある本人にとってのニーズや課題が認識されるようになったのは、ひきこもり当事者・経験者による発信がなされるようになった2000年代以降である。

近づいているのかといえば、既述の通り、所得保障のしくみが整えられているわけではない。だが、厚生労働省の通知は、社会政策における自尊の保障が、マジョリティ社会のあり方に無批判なままに同化主義的な包摂を志向するものになりがちであることを示唆している。

ひきこもり支援施策については、社会的投資パラダイムおよび拡張された社会的投資パラダイムの枠内にあるものと解釈できる。そこでは、就労自立を核として社会生活自立・日常生活自立を果たす市場社会に適合的な主体が「よき市民」とみなされている。

(2) 当事者活動における多様な主張の検討

「ひきこもり UX 会議」というひきこもり当事者団体は、「ひきこもり支援においては、まずは安心できる居場所、人間関係を」と主張している（ひきこもり UX 会議 2021）。これは「安心できる居場所をステップとして就労自立へ」という形で居場所を就労自立の手段とみなすものではなく、居場所自体の重要性を訴えるものである。UX 会議の主張は拡張された社会的投資パラダイムに基づく社会生活自立・日常生活自立・就労自立を目指す支援のあり方と両立不可能というわけではない。だが、どちらかといえば承認パラダイムに沿う形で、ひきこもり当事者・経験者一人ひとりが自尊を保障され、彼・彼女たちがもつ力を発揮する場を社会に求めるものだといえる。

一方、ひきこもり当事者・経験者の中には「不可能性への配慮」（日常生活自立・社会生活自立や就労自立ができるようにはならないことへの配慮）を求める主張も存在している（関水 2018）。この主張は「配慮」という言葉を用いていることから、もっぱら尊厳の毀損や承認を問題にしているように思われるかもしれない。たしかに承認への要求も大いにあるが、それだけではない。このことは次の文章からもうかがうことができる。

人間は生産力が無ければ無価値なのか回復は社会的有用性で計られるのか。〔原文ママ〕命懸けで他者に評価を委ねるのは生きる上で仕方なき自明なことだと承諾する、誰しもある通過儀礼なのかもしれない。（中略）事象としてのひきこもりは一般的な評価をされてしまっているけれど私は他者に評価を委ねていない。価値づけられる関門が恐ろしくてたまらないし、価値づけられなければ認められないとする価値観にも疑問がある、それはただの臆病になってしまうのか。違う、その当たり前の価値付けから離れたいのだ。（中略）学歴や職歴や資本や何かしらの価値に依らなければ説得力がないのならば逆に「無い」ことも「無い」真実がなければ語れない、あらゆる価値から疎外され共同の場にも居られないからこそ「価値自体」を問える。（中略）存在への配慮は価値に左右されなくていただきたい。（小川 2019：327-328）

ここでは自己の存在を他者から価値あるものとして承認されること以前に、仁平典宏のいう「条件なしの普遍主義的な社会権保障」（仁平 2015：191）が要求されていると解釈すべきではないだろうか。このような「不可能性への配慮」を求める要求は、社会生活自立も就労自立もできない自分のありようを無価値と評価し、かつそれを家族（親）に扶養されるという仕方でのみ成立させる

再分配の構造を鋭く問いかけるものでもある⁽⁷⁾。

また、ひきこもり経験者の勝山実は、小川とは違った仕方ではひきこもり当事者・経験者の立場からマジョリティ社会からの承認を求めること自体が落とし穴であると指摘している。

ひきこもりなんて今まで一切相手にされてなかったけど、審議会だとか検討委員会だとかね、国のヒアリングとかに呼ばれてのこのこ出かけて。苦言を呈し、遠慮なく意見を言って、議員に影響を与えたと。それで、一步前進であると。でもそれを一步前進だと捉えているのが、もう一步も二歩も後退しているんじゃないかなと思う。決める場に自分たちも参加させるって言わなくなったから、呼ばれているだけなんじゃないかなって。自分たちで決める権利がないのが当たり前だって思っている人を、向こうは呼ぶんです。安全パイだから。（勝山 2021）

審議会などの場で当事者からの発言を求めて一定の承認は与えるが、決定権は与えない。それが行政のやり方だと勝山は指摘する。このように主張する勝山が要求するものは、承認ではなく、当事者への直接的な現金給付である。

ひきこもり経験者・当事者たちの活動の中には、社会的投資パラダイムや承認パラダイムに沿う形でマジョリティ社会に当事者のニーズ充足を求める側面があると同時に、社会的投資パラダイムの政策理念（市場社会化の促進）や承認パラダイムの政策理念（尊厳の毀損への対応）には沿わない要求（「できなさ」を生み出す構造を問うことなしに「できなさ」を否定的に価値づけるエイブリズムへの批判、家族主義への問いかけ、無条件の社会権保障や直接給付の要求）を突きつける側面がある。とくに後者は、これまでのひきこもり支援施策においてはほとんどアジェンダとなつてこなかった。こうした当事者・経験者の主張をどのように支援施策と結びつけることができるのか、さらなる検討が必要である。

6 結 語

本稿では、まず田中拓道が議論する「社会的投資パラダイム」（および拡張された社会的投資パラダイム）、「承認パラダイム」に基づく社会政策をそこで想定される「よき市民」像に留意しながら検討し、以下の課題を見出した。第1に、社会的投資パラダイムは、スリムな福祉国家と市場社会に適合的な主体（労働力商品（擬制商品）としての主体）を「よき市民」とみなし、そうでない主体を否定的に取り扱うことになる。また、社会関係は市場交換のモデル（即時的な等価交換）を基準として評価され、社会権や人権という理念が後退させられる。第3に、承認パラダイムではマジョリティ社会への同化主義的な政策立案過程が加速される危惧がある。

(7) 社会権が無条件に保障されないこうした状況において、彼は「親からただ生きていて欲しいなんて想いは、もう望めないのかも知れない。それを願ってしまうこと自体傲慢に値する」（小川 2019：234）と語りながらも、「親が変わらなければどうしようもないかも知れない。もっと配慮して欲しいです、理解されなければ親子の縁を切る！」（小川 2019：235）と親からの承認を求めざるをえない。

ひきこもり当事者・経験者の活動・発信には、社会的投資パラダイムや承認パラダイムにおいてもアジェンダになりづらかった、エイブリズムへの批判や家族主義（家族に課せられた扶養責任）への問いかけが含まれている。市場化する社会において「できなさ」を抱え込まされている人たちの要求に、社会はどのように応えていくことができるか、その道筋を検討する必要がある。

（せきみず・てっぺい 立正大学社会福祉学部准教授）

【謝辞】

本研究は JSPS 科研費 18K01975, 20K02194, 21K02004 の助成を受けたものです。

【参照・指示文献】

- Dewey, J. (1916) *Democracy and Education : An Introduction to the Philosophy of Education* (松野安男 訳 (1975) 『民主主義と教育 (上)』岩波文庫).
- Fellows, M. L. and Razack, S. (1998) "The race to innocence: Confronting hierarchical relations among women," *The Journal of Gender, Race & Justice*, 1: 335-352.
- Hemerijck, A. (2017) "Social investment and its critics," in: A. Hemerijck ed. *The Use of Social Investment*, Oxford University Press.
- ひきこもり UX 会議 (2021) 『ひきこもり白書』
- Horst, Cindy, Marta Bivand Erdal, and Noor Jdid (2020) "The "good citizen": Asserting and contesting norms of participation and belonging in Oslo," *Ethnic and Racial Studies*, vol. 43 : 76-95.
- 堅田香緒里 (2017) 「対貧困政策の新自由主義的再編——再生産領域における『自立支援』の諸相」『経済社会とジェンダー』2 : 19-30
- (2019) 「生活困窮者支援における『市民福祉』の制度化をめぐる一考察」『福祉社会学研究』16 : 117-133
- (2020) 「貧者をめぐる『再分配』と『承認』の現代的諸相——『社会的な居場所』と『自立支援』を通して考える」『医療福祉政策研究』3 (1) : 21-28
- 勝山実 (2021) 「自立支援」『マイノリティと社会運動の今 (いま)』科学研究費補助金研究「マイノリティの社会運動と政策イシュー形成過程の領域横断比較研究」報告書
- 仁平典宏 (2005) 「ボランティア活動とネオリベリズムの共振問題を再考する」『社会学評論』56 (2) : 485-499
- (2015) 「〈教育〉化する社会保障と社会的排除——ワークフェア・人的資本・統治性」『教育社会学研究』96: 175-195
- Nolan, B. (2017) "Social investment: The thin line between evidence-based research and political advocacy," in: A. Hemerijck ed. *The Use of Social Investment*, Oxford University Press.
- 小川一平 (2019) 『動くとき、死にます。——ひきこもり当事者は語るることができるのか?』
- 岡部茜 (2019) 『若者支援とソーシャルワーク——若者の依存と権利』法律文化社
- (2021) 「『投資』は若者を支えるか?」『教育』2021年7月号
- 小山田健太 (2017) 「社会資源としての地域若者サポートステーションの検討——事業の変遷に見るワークフェアの理念」『筑波大学教育学系論集』41 (2) : 63-75
- Saraceno, C. (2017) "Family relationships and gender equality in the social investment discourse: An overly reductive view?" in: A. Hemerijck ed. *The Use of Social Investment*, Oxford University Press.
- 関水徹平 (2016) 『「ひきこもり」経験の社会学』左右社
- (2018) 「ひきこもり経験者による当事者活動の課題と可能性——当事者概念の再検討を通じて」『福祉社会学研究』15 : 69-89

- 田中拓道（2016a）「承認論の射程——社会政策の新たなパラダイム」田中拓道編『承認——社会哲学と社会政策の対話』法政大学出版局
- （2016b）「福祉政策における承認——フランスの最低所得保障改革を事例として」田中拓道編『承認——社会哲学と社会政策の対話』法政大学出版局